15　保安基準第32条第12項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯若しくは法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側６°の鉛直面及び左側４°の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものとする。

16　前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し、保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一～四　（略）

17　（略）

18　前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第32条第14項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一・二　（略）

19・20　（略）

（低速走行時照射灯）

第122条の２　（略）

２・３　（略）

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～七　（略）

八　低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上１mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十　（略）

５　（略）

（車両後退表示投影装置）

第136条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.及び6.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直交する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直交する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　（略）

15　保安基準第32条第11項の告示で定める配光可変型前照灯（指定自動車等又は法第75条の２第１項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられている配光可変型前照灯若しくは法第75条の３第１項の規定に基づき灯火器、反射器及び指示装置の取付装置について型式の指定を受けた自動車に備える配光可変型前照灯と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたものに限る。）は、灯光の色、明るさ等が基本すれ違い状態であり、かつ、灯火ユニットの照明部の中心を含み、かつ、水平面から下方0.8°の平面並びに車両中心線と平行な鉛直面より右側６°の鉛直面及び左側４°の鉛直面に囲まれた範囲内にカットオフを有する場合にあっては、灯火ユニットの光源の目標光束の総和が自動車の車両中心線を含む鉛直面により左側又は右側に区分された部分当たり2,000lmを超えるものとする。

16　前照灯洗浄器の洗浄性能等に関し保安基準第32条第12項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～四　（略）

17　（略）

18　前照灯洗浄器の取付位置、取付方法等に関し保安基準第32条第13項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

19・20　（略）

（低速走行時照射灯）

第122条の２　（略）

２・３　（略）

４　低速走行時照射灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第33条の３第３項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、低速走行時照射灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」によるものとする。

一～七　（略）

八　低速走行時照射灯の直射光又は反射光は、当該低速走行時照射灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。この場合において、低速走行時照射灯の見かけの表面が地上面からの高さ１mの位置から直接視認できないものは、この基準に適合するものとする。

九・十　（略）

５　（略）

（車両後退表示投影装置）

第136条の２　車両後退表示投影装置の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第40条の２第２項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　車両後退表示投影装置の照射光線は、他の交通を妨げないものであること。この場合において、第４号に定める範囲における光度が8,000cd以下のもの又は協定規則第48号の規則5.36.5.の規定に適合するものは、この基準に適合するものとする。

二・三　（略）

四　車両後退表示投影装置が路面に投影する表示は、自動車の最後端に接する車両中心面と直行する鉛直面、自動車の最後端から3,000㎜後方にある車両中心面と直行する鉛直面及び車両中心面から1,875㎜の距離にある車両中心面に平行な２つの鉛直面により囲まれる車両中心面に対して対称な長方形の範囲内にあること。

五　（略）